豊島区教育委員会
児童等に対する性暴力等対策指針

令和7年12月

豊島区教育委員会

はじめに

児童等を守り育てる立場にある教職員が、児童等に対して性暴力等を行うことは言語道断であり、決して許されない行為である。しかしながら、児童等への性暴力等行為により処分を受ける教職員が後を絶たない。本区においても令和7年9月30日に、区立の学校に勤務する教員が逮捕される報道があり、非常に重く受け止めている。

性暴力等は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、生涯にわたり心身に重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、本区では、令和7年10月9日に「豊島区教育委員会児童等に対する性暴力等根絶のための対策推進本部」を設置した。本対策推進本部は、教育長を本部長とし、弁護士、危機管理監、区立小中学校長会会長、小中PTA連合会会長、心理士等で構成され、児童福祉審議会をはじめとする関係機関からの意見も踏まえつつ、性暴力等を生じさせる要因や根絶に向けた再発防止策等について議論を重ね、このたび本指針を取りまとめた。

社会の宝である次世代を担う子どもたちが本区において安心して公教育を受けられるよう、**「私たちは児童等に対する性暴力等の根絶に全力で取り組む」「私たちは子どもたちを悲しませる言動を絶対にしない・させない」**という強い決意のもと、性暴力等の根絶に向けて組織をあげて取り組んでいく。

令和7年12月　豊島区教育委員会

目次

1. 対策指針の対象 …… 1
2. 対策指針策定の背景 …… 2
3. 対策指針の検討経過 …… 3
4. 対策指針の基本的な考え方 …… 4
5. 対策指針の柱 …… 5
6. 各柱の取組 …… 6
7. 取組内容
   - 【柱1】物理的・技術的・制度的な対策 …… 8
   - 【柱2】教職員・児童等・保護者への意識啓発 …… 13
   - 【柱3】相談・支援体制の整備 …… 16
   - その他の対応 …… 20
8. 参考資料 …… 22

1.対策指針の対象

本対策指針における対象は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下「教育職員性暴力等防止法」という。）を準用し、以下のとおりとする。

（1）児童等

①豊島区の区立幼稚園の園児
②豊島区の区立小学校の児童
③豊島区の区立中学校の生徒
④豊島区の子どもスキップを利用している児童

次の性暴力等事案は、児童福祉法に基づいた対応となる。
・区内の公立保育園、私立保育園、私立幼稚園等における性暴力等事案
・各家庭での性暴力等事案
なお、これらの事案に関する相談・通報窓口については、本指針の末尾（参考資料）に記載している。

（2）教職員

豊島区の区立幼稚園・小中学校の教職員、子どもスキップに勤務する職員（正規・非常勤は問わない）

※子どもスキップを利用している児童及び子どもスキップに勤務する職員は、教育職員性暴力等防止法の対象となっていないが、子どもスキップ事業が学校の教育活動と密接に関係するため、本指針においては対象とする。

（3）性暴力等

①児童等に性交等をすること又は性交等をさせること
②児童等にわいせつ行為をすること又はわいせつ行為をさせること
③刑法（不同意性交等罪等）、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為
④痴漢行為又は盗撮行為
⑤児童等に対する悪質なセクハラ
※ 刑事罰とならない行為も含み、児童等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。

2.対策指針策定の背景

■教育職員による性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（令和5年度・全国）

項目	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
性犯罪・性暴力等	195	69	17	8	289	31	320
うち児童生徒等に対する性犯罪・性暴力	155	2	0	0	157	0	157

※児童生徒等とは、幼児・児童・生徒、18歳未満の者

（引用）文部科学省令和5年度公立学校教職員の人事行政状況調査

■性暴力等被害を受けた子どもに起きること

〇心の変化
情緒不安定、集中力の欠如、無気力等
※PTSD、適応障害、急性ストレス障害等

〇体調の変化
食欲不振・過食、不眠、性器の痛み・かゆみ、頭痛や腹痛等の体調不良

〇行動の変化
自傷行為、非行（飲酒・喫煙）、物を壊す、性的なことを避ける、性的な遊びをする等

⇒長期間継続する

■性暴力等の誤った認識

・児童等は性被害を受けたら、誰かに相談する
・被害者が抵抗すれば、加害者は行為をやめる

・被害者が周囲に話すことの方が少ない。（心配をかけたくない、恥ずかしい等）
・加害者は、抵抗させない、Noを言わせないよう、脅しを巧みに使う。

子どもたちを守り育てる立場にある教職員が児童等に対して性暴力等を行い、当該児童等の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与える事件が後を絶たない。性暴力等を発生させない仕組みづくり、性暴力等の早期発見・早期解決のため方策、被害者の支援体制の強化が急務となっている。

3.対策指針の検討経過

年月	対策推進本部	教育委員会	学校・幼稚園・保護者・外部機関
R7　10月	10/9　本部立ち上げ 10/15　第1回会議 ・国や都の通知、 他自治体の取組の確認		
11月	11/11　第2回会議 ・対策指針柱建て ・取組内容の検討		・校長へ対策指針の取組についてヒアリング ・PTA会長へ対策指針の取組についてヒアリング
12月	12/17　第3回会議 ・取組内容の検討 ・対策指針取りまとめ	12/9　定例会 ・中間報告 12/23　臨時会 ・最終報告、対策指針の決定	・外部専門機関へのヒアリング
	対策指針の公表（区HP・としま保護者連絡ツール「すぐーる」等）		
R8　1月以降	随時開催 ・取組状況の確認 ・対策指針の見直し	事務局 ・学校、幼稚園等における取組内容の確認	

4.対策指針の基本的な考え方

◆ 組織的に対応する。

性暴力等を教職員個人だけの問題として捉えず、児童虐待の一形態であるとの認識に立ち、組織をあげて性暴力等を発生させない仕組みづくりを念頭に対策を講じる。

◆ これまでの取組を徹底して継続する。

性暴力等に対する取組は、これまでも行ってきたが、さらなる対策強化のために新規の対策を講じるとともに、これまで行ってきた取組についても、徹底して継続する。

◆ 学校等の活動を停滞させない。

区民の信頼を回復するためには、教職員をはじめ教育委員会全体として、性暴力等の対策を長期的に徹底する必要があるが、過度に教職員の行動を規制することで、本来学校等に求められる教育活動が妨げられる恐れもある。対策指針の遂行にあたっては、実効性を担保しつつ、健全かつ積極的な教育活動を維持できるよう組織的に取り組む。

◆ 児童等同士の性暴力等も見逃さない。

教職員から児童等に対する性暴力等は当然ながら、児童等同士の性暴力等の見逃しや不作為も児童虐待（ネグレクト）につながりかねない重大な問題であり、許されるものではない。あらゆる性暴力等を見逃さないために、児童等の相談体制を整備するとともに、周囲の大人が児童等の変化に気づくことができるよう啓発を徹底していく。

◆ より実効性の高い対策を講じる。

法令はもとより、文部科学省や東京都教育委員会からの通知、他自治体での取組等を踏まえて対策を講じるとともに、関係機関や有識者からの知見も活用し、定期的にアップデートを行い、長期的に実効性の高い対策を継続的に実施する。

5.対策指針の柱

文科省

研修の実施
・性暴力等行為は、原則懲戒免職処分となることの周知
・児童等性暴力等については、児童等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないという法令の周知徹底

未然防止
・教職員と児童等を二人きりにしない　・執務環境の見直し等による密室状態の回避、組織的な教育指導体制
・教職員がSNS等を用いた児童等と私的なやりとり禁止　・盗撮防止のため、教室・トイレ、更衣室等の定期的な点検、常に整理整頓
・教職員の個人スマホ等の私用端末で児童等を撮影しない　・学校所有の端末でも児童等の画像を管理職の許可なく校外へ持ち出すことは禁止

相談体制の整備、厳正な処分
・児童等や教職員に対する定期的なアンケート調査を実施　・児童等やその保護者が安心して相談できる環境の整備
・各教育委員会が、相談窓口等を改めて児童等や保護者に対して周知
・相談があった場合、警察等の関係機関と迅速に連携し、適切に対応　・教職員による児童等性暴力等が発生した場合の厳正な処分

東京都

安全管理
・教育活動中の門扉の施錠、出入口・通用門の限定等　・来校者の名札の着用、来校者への挨拶や声かけ
・不審者侵入対応訓練の実施

盗撮防止
・教育活動が行われる場所とその周囲に不審者がいないことや、不審なカメラ等が設置されていないこと等についての確認を徹底
・不審なカメラ等の機器が確認された場合は、速やかに管理職を通して警察に通報、発見された機器は操作せず、警察に引き渡し

他自治体の対応状況

性暴力等を生まない環境づくり
・物理的死角ゼロ（空き教室等の死角の除去、空き教室の施錠管理等）　・校内の死角チェックリスト作成　・巡回強化（複数人で）
・1対1の指導禁止　・担任依存からの脱却（担任以外の者が担任と児童等との関わりを第三者評価する機会の設定）

組織的に対応するための制度設計
・加害教職員個人だけの問題ではなく、組織全体の問題であるとの認識をもつ意識啓発（予防・危機介入・被害者支援・加害者への対応を制度化）
・教職員育成・採用段階において、志望動機等を重ねて確認、合理性がない場合の採用・配置の検討

教職員に対する啓発
・性暴力等に特化した研修の実施　・教職員セルフチェックシートの実施　・SNS等による児童等との私的なやりとり禁止
・私物スマホの持ち込み禁止

児童等に対する啓発・相談窓口
・生命（いのち）の安全教育　・SNS等による教職員との私的なやりとり禁止　・私用端末等の教室への持ち込み禁止
・児童等や保護者から性暴力等に関する相談を受け付ける窓口の整備（できるだけ早く助けを求めることができる仕組み）
・児童等へのアンケートの実施　・性教育の機会の確保　・児童等が自ら性暴力被害にあわない力を養うための教育

対策本部内の意見

①：物理的・技術的・制度的対策　②：教職員等への意識啓発　③：児童等の相談・支援体制　●：その他

①どの教職員が性暴力等の行為を行っているかを見抜くことは困難である。
①取組が増える一方で、公用携帯等の配備も検討要。教職員は疲弊してしまう恐れがある。
①②学校が過度に委縮することで、教育活動が消極的になるのは避けたい。
①②積極的な教育とのバランス、知見を集めて突き詰めていく必要がある。
②子どもが自ら性暴力等を受けない能力を養う教育も必要である。
②性暴力等に関する法的な知識は教員にも必要である。
②幼児期からプライベートゾーンをさらして着替えをしない等の指導も必要である。
②③先生が動揺していると子どもたちも不安になる。
③子どもたちが早く通常の学校生活を取り戻すことが重要である。
●実効性の高い対策を実施するためには、事件が発生した背景等、精密な分析も必要である。
●加害者にとっての抜け道を作らない、対策を形骸化しない。

先行事例を参考に、３つの柱を設定して対策を検討

（１）物理的・技術的・制度的な対策
・機器を活用した点検や死角を作らない環境整備
・組織的制度設計
⇒性暴力等行為を発生させない仕組みづくり

（２）教職員・児童等・保護者への意識啓発
・性暴力等に特化した研修（法令、服務、児童等のケア、心構え）
・児童等が自ら被害に合わないよう性教育の機会を確保
・保護者と情報共有を行い、学校・家庭両方からの支援
⇒性暴力等を発生させない意識の醸成、教職員対児童等の人間関係の構築

（３）相談・支援体制の整備
・児童等や保護者がすぐに相談できる窓口の整備
・児童等へのアンケート実施等によりSOSに早期に気づく
・性暴力等発生時の教員からの声かけ、カウンセラー等を通じた心理的ケア
⇒児童等のSOSを早期発見、心理的ケアの充実

その他
・性暴力等事案発生時の初動対応の整備（警察・関係機関への通報、児童等のケア、保護者への説明等）
・長期的に取組を形骸化させないための工夫・見直し
・事案の分析により、実効性のある対策の検討

6.各柱の取組

（継）：令和7年9月までの取組で継続する取組
（新）：令和7年10月以降の取組

【柱1】物理的・技術的・制度的な対策

①	（継）	校内等の整理整頓を行い、カメラ等の設置ができないような環境整備を継続する。	⑧	（新）	カメラ等の機器を台帳管理する。
②	（継）	教室等の鍵は、キーボックスで保管し、教室等を使用しない時は施錠する。	⑨	（新）	学校等公用携帯の増設を検討する。
③	（継）	教室等の内部が見えるよう、入口・扉に掲示物は貼らない。	⑩	（新）	教職員の採用時、性犯罪歴の確認を徹底する。
④	（継）	教職員の私用端末等の教室等への持ち込み禁止を徹底する。	⑪	（新）	廊下（通路）等への防犯カメラの設置を検討する。
⑤	（継）	撮影したデータは、所定のフォルダへ保存し、保存後は機器内のデータを削除する。	⑫	（新）	外部専門家による校内等の点検実施を検討する。
⑥	（新）	目的等を明確にした上で撮影を行う。	⑬	（新）	公益通報窓口の周知及び区独自の窓口の設置を検討する。
⑦	（新）	盗撮検知機器を用いて、定期的に校内等点検を行う。			

【柱2】教職員・児童等・保護者への意識啓発

①	（継）	3ない運動プラスの校内等掲示を徹底し、児童等や保護者に周知する。	⑤	（継）	児童等の発達段階に応じた教育を推進する。
②	（継）	全教職員を対象に性暴力等の研修を実施する。	⑥	（新）	全教職員を対象とした定期的なセルフチェックの実施を検討する。
③	（継）	定期的に管理職と教職員が面談を行う。	⑦	（新）	保護者への啓発を行う。
④	（継）	児童等に対する人権教育の充実を図る。			

【柱3】相談・支援体制の整備

①	（継）	児童等がすぐに相談できる窓口の周知徹底を図る。	④	（継）	児童等の心理的ケアを行う。
②	（継）	児童等に定期的なアンケートを実施する。	⑤	（継）	教職員の心理的負担の軽減を図る。
③	（継）	早期発見（児童等自らの開示・周囲の気づき）のための環境を整備する。	⑥	（新）	組織的な対応力の強化を図る。

6.各柱の取組（実施時期別）

（継）：令和7年9月までの取組で継続する取組
（新）：令和7年10月以降の取組

項目	R7.12月までに実施した取組（今後も強化して継続）	指針策定以降の新たな取組
(1)物理的・技術的・制度的な対策	①（継）校内等の整理整頓を行い、カメラ等の設置ができないような環境整備を継続する。 ②（継）教室等の鍵は、キーボックスで保管し、教室等を使用しない時は施錠する。 ③（継）教室等の内部が見えるよう、入口・扉に掲示物は貼らない。 ④（継）教職員の私用端末等の教室等への持ち込み禁止を徹底する。 ⑤（継）撮影したデータは、所定のフォルダへ保存し、保存後は機器内のデータを削除する。 ⑥（新）目的等を明確にした上で撮影を行う。 ⑦（新）盗撮検知機器を用いて、定期的に校内等点検を行う。	⑧（新）カメラ等の機器を台帳管理する。 ⑨（新）学校等公用携帯の増設を検討する。 ⑩（新）教職員の採用時、性犯罪歴の確認を徹底する。 ⑪（新）廊下（通路）等への防犯カメラの設置を検討する。 ⑫（新）外部専門家による校内等の点検実施を検討する。 ⑬（新）公益通報窓口の周知及び区独自の窓口の設置を検討する。
(2)教職員・児童等・保護者への意識啓発	①（継）3ない運動プラスの校内等掲示を徹底し、児童等や保護者に周知する。 ②（継）全教職員を対象に性暴力等の研修を実施する。 ③（継）定期的に管理職と教職員が面談を行う。 ④（継）児童等に対する人権教育の充実を図る。 ⑤（継）児童等の発達段階に応じた教育を推進する。	⑥（新）全教職員を対象とした定期的なセルフチェックの実施を検討する。 ⑦（新）保護者への啓発を行う。
(3)相談・支援体制の整備	①（継）児童等がすぐに相談できる窓口の周知徹底を図る。 ②（継）児童等に定期的なアンケートを実施する。 ③（継）早期発見（児童等自らの開示・周囲の気づき）のための環境を整備する。 ④（継）児童等の心理的ケアを行う。 ⑤（継）教職員の心理的負担の軽減を図る。	⑥（新）組織的な対応力の強化を図る。
その他		①（新）発生時の対応フローを再検討する。 ②（新）取組を形骸化させないよう、各取組状況の確認、外部有識者等を交えた検証、対策指針の見直しを行う。

7.取組内容

継続 令和7年9月までの取組を継続

新規 令和7年10月以降の取組

新規の取組のうち既に開始した取組

1．物理的・技術的・制度的な対策

1-① 校内等の整理整頓を行い、カメラ等の設置ができないような環境整備を継続する。

継続 ⇒ 物が煩雑な空間では、カメラ等の設置に気付きにくい。
特に、更衣室・プール・多目的トイレ等は、普段から物を置かないようにし、普段置かれていないものがあった場合に、気付くことができる環境にする。

1-② 教室等の鍵は、キーボックスで保管し、教室等を使用しない時は施錠する。

継続 ⇒ 特別教室や空き教室で、教職員と児童等が一対一とならないようにする必要がある。
使用時以外は施錠し、自由に鍵の持ち出しができない管理を行う。

1-③ 教室等の内部が見えるよう、入口・扉に掲示物は貼らない。

継続 ⇒ 校内等で教職員と児童等が一対一となっても気付きにくい死角をつくらないことが重要となる。教室等の内部が見えるよう、教室等の入口や扉に掲示物を貼らないようにし、カーテン等が設置されている場合も、必要な時以外は開放しておく。
見回り点検時には、教室等を外から確認するだけではなく、必ず内部の確認も行う。

1-④ 教職員の私用端末等の教室等への持ち込み禁止を徹底する。

継続 ⇒ 私用端末、PCを使用した盗撮や教職員と児童等の私的なSNSのやり取りをさせないことが重要となる。教室等で私用端末等を使用した教職員がいた場合に、児童等が他の教職員に相談したり、他の教職員が当該教職員へ指摘したりしやすい環境を整備する。

7.取組内容

継続　令和7年9月までの取組を継続

新規　令和7年10月以降の取組

（　）　新規の取組のうち既に開始した取組

1．物理的・技術的・制度的な対策

1-⑤　撮影したデータは、所定のフォルダへ保存し、保存後は機器内のデータを削除する。

継続

⇒保存フォルダを限定し、撮影データを一元管理する。機器内のデータはすぐに削除する。常にデータが整理された状態とし、盗撮データ等を持ち出せない環境を整備する。

【新規に実施する取組】（短期：～令和8年3月までに整備・開始）

1-⑥　目的等を明確にした上で撮影を行う。

新規

R7.10月から実施済

⇒教職員の私用端末等による撮影を禁止した上で、学校等所有の撮影機器を使用する。その際、記録・広報等の目的等を明確にした上で撮影を行う。必要に応じて、児童等や保護者へ事前の周知を行う。

1-⑦　盗撮検知機器を用いて、定期的に校内等点検を行う。

新規

R7.11月から実施済

⇒カメラの小型化が進んでいるため、盗撮に使われるカメラの例を参考に点検を行うことで発見しやすくする。また、毎回異なる教職員、複数の教職員が校内等を点検することで、カメラ等を設置しにくい環境とする。盗撮や盗撮が疑われる状況を確認した時は、触らずにそのままの状態にし、必ず管理職に報告し、警察や教育委員会等と連携して対応する。

7.取組内容

継続 令和7年9月までの取組を継続

新規 令和7年10月以降の取組

新規の取組のうち既に開始した取組

1．物理的・技術的・制度的な対策

【新規に実施する取組】（短期：～令和8年3月までに整備・開始）

1-⑧　カメラ等の機器を台帳管理する。

新規

⇒カメラ等の機器を台帳管理し、いつ誰が使用したか追跡可能な状態とすることで不正な機器使用を抑制する。また、データの復元を含むフォレンジック調査※の外部委託等も検討する。

※フォレンジック（デジタル・フォレンジック）：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術や手続き

1-⑨　学校等公用携帯の増設を検討する。

新規

⇒ 教育活動の記録や緊急連絡等の手段として、私用携帯が使われることがある。
私用携帯の教室等への持ち込み及び使用を禁止したことで、業務の効率が下がることも想定されるため、公用携帯の増設を検討し、業務改善を図る。

1-⑩　教職員の採用時、性犯罪歴の確認を徹底する。

新規

⇒ 学校等に配置する区の職員を採用する際、こども性暴力防止法に基づいた性犯罪歴※の確認を徹底し、適切な職員採用を行う。

※東京都教育委員会及び特別区で採用の教育職員については、児童等に対する性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効等となった者であるか否かをデータベースで確認することとなっている。

※区教育委員会で採用する職員についても、こども性暴力防止法の施行にあわせて性犯罪歴が確認できるよう、こども家庭庁において（仮称）こども性暴力防止関連システムを現在設計中。システムが完成次第、確認作業を開始する。

7.取組内容

継続 令和7年9月までの取組を継続

新規 令和7年10月以降の取組

新規の取組のうち既に開始した取組

1．物理的・技術的・制度的な対策

【新規に実施する取組】（中長期：半年以上かけて整備・開始）

1 - ⑪　廊下（通路）等への防犯カメラの設置を検討する。

新規 ⇒トイレや更衣室等へ不審者を入らせないよう、また不審者を特定できるよう、廊下（通路）等への防犯カメラの設置について、国や東京都の動向（財政支援等）、他自治体における導入状況、保護者の理解、運用方法等を踏まえ必要性を判断する。

1 - ⑫　外部専門家による校内等の点検実施を検討する。

新規 ⇒近年、犯罪の手口が悪質かつ巧妙になっているため、教職員による点検のみでは発見できない場合が想定される。通常の教職員による点検に加え、定期的に外部専門家による校内等の点検実施について、他自治体の実施状況や費用対効果等を踏まえ必要性を判断する。

1 - ⑬　公益通報窓口の周知及び区独自の窓口の設置を検討する。

新規 ⇒教職員の不適切な行為を見逃さないよう、教職員、児童等及び保護者に対し、教職員の法令違反等の不適切な行為を確認した場合等に通報できる「東京教育委員会公益通報弁護士窓口」について周知を図るとともに、区独自の窓口についても設置を検討する。

7.取組内容

継続　令和7年9月までの取組を継続

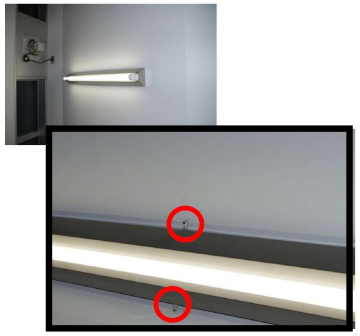
新規　令和7年10月以降の取組

　　新規の取組のうち既に開始した取組

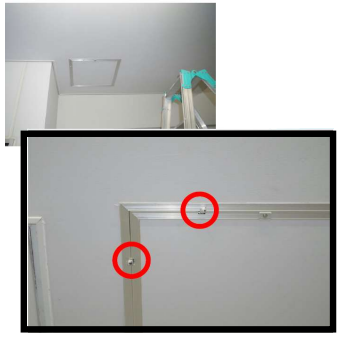
1．物理的・技術的・制度的な対策

【校内等点検の留意事項】

設置型盗撮カメラの例



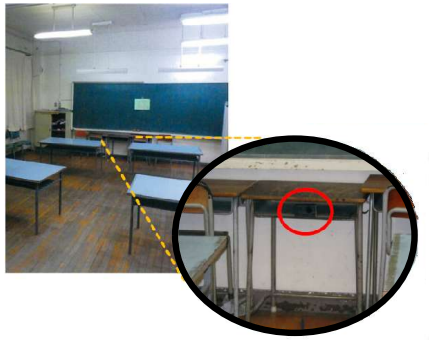
蛍光灯



点検口



教室
ロッカー



教室
机

画像提供：警察庁生活安全局
国内で過去に発生した盗撮事例

盗撮カメラ発見時の対応

・校内等の点検は、定期的に複数の教職員で、盗撮検知機器を用いて行う。
・盗撮検知機器が反応した場合は、周囲に盗撮カメラがないか確認を行う。（機器が反応しただけでは通報しない。）
・盗撮カメラを発見した場合は、決して触らず、警察と教育委員会へ通報する。
・盗撮カメラが発見されない場合でも、学務課で高性能の盗撮検知機器の貸出を行っているので、再調査が必要と判断した場合は申し出る。

7.取組内容

継続 令和7年9月までの取組を継続

新規 令和7年10月以降の取組

新規の取組のうち既に開始した取組

2．教職員・児童等・保護者への意識啓発

2-① ３ない運動プラスの校内等掲示を徹底し、児童等や保護者に周知する。

継続

⇒３ない運動プラスの柱である、さわらない（不要な身体接触をしない）・送らない（私的なSNS等の送信をしない）・二人きりにならない（二人きりのような閉鎖的な状況での指導・対応をしない）＋「児童・生徒と教職員の交際関係は成立しない」を教職員だけでなく、児童等にも浸透するよう周知の強化を図る。
また、校内等掲示が形骸化しないよう、掲示目的や掲示期間を明確にした上で行う。

2-② 全教職員を対象に性暴力等の研修を実施する。

継続

⇒学校等に勤務するすべての教職員に研修を実施する。研修には、セーフガーディング※の理念等も取り入れ、組織として性暴力等を許さないという意識醸成を図る。また、警察等の関係機関とも連携し、研修に性暴力等関連法令や刑事処分・行政処分に関する内容も取り入れ、教職員の専門的な知識・技術の習得を図る。

※セーフガーディング：子どもや弱い立場にある人々を虐待、搾取、ネグレクト、ハラスメント、暴力といったあらゆる危害から守られ、安全で健全な環境で活動できるための組織的な取組及び仕組みのこと。

2-③ 定期的に管理職と教職員が面談を行う。

継続

⇒教職員に対して性暴力等を許さないという倫理観を常にもたせるため、定期的に管理職と教職員が面談を行う。また、教職員のメンタルケアも行い、ストレス軽減を図る。
性暴力等が加害教職員一人だけの問題と捉えず、組織をあげて根絶を図っていくべき問題であるという意識を共有する。

7.取組内容

継続 令和7年9月までの取組を継続

新規 令和7年10月以降の取組

新規の取組のうち既に開始した取組

2．教職員・児童等・保護者への意識啓発

2-④ 児童等に対する人権教育の充実を図る。

継続

⇒ 性暴力等は、大人だけではなく、子ども同士の間でも起きる可能性がある。児童等が決して加害者にならないよう、人権教育を通して「自分も他人も大切にできる」人権感覚を身につけさせる。

2-⑤ 児童等の発達段階に応じた教育を推進する。

継続

⇒ 性暴力等は、幼児期から被害を受けるリスクがある。
幼児～小学校低学年、小学校高学年～中学校等、発達段階に応じて、児童等が自ら性暴力等の被害を受けないための力を養う教育を実施する。必要に応じて、児童の権利擁護と安全確保を目的とした外部専門機関のプログラムの活用も検討する。
例）生命（いのち）の安全教育、SOSの出し方に関する教育

【新規に実施する取組】（中長期：半年～1年以上かけて整備・開始）

2-⑥ 全教職員を対象とした定期的なセルフチェックの実施を検討する。

新規

⇒ 服務事故防止研修等を通じて、教職員が自らの言動を振り返るセルフチェックの実施を検討する。セルフチェックシートによるセルフチェックや教職員同士でもチェックを行うことで、個人の不適切な言動の抑制を図る。

7.取組内容

継続　令和7年9月までの取組を継続

新規　令和7年10月以降の取組

　　新規の取組のうち既に開始した取組

2．教職員・児童等・保護者への意識啓発

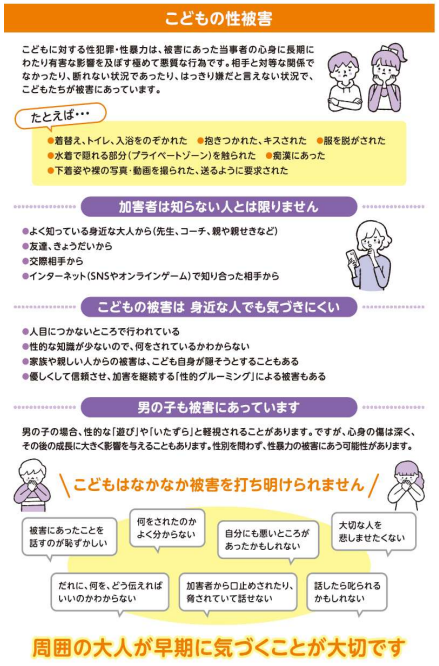
【新規に実施する取組】（中長期：半年～1年以上かけて整備・開始）

2-⑦　保護者への啓発を行う。

新規

⇒ 性暴力等根絶のためには、保護者の理解や家庭での支援も必要である。
保護者向けの性暴力等に関する啓発パンフレット等により、児童等が性暴力等の被害にあわない・加害者にならないために必要な情報を周知し、家庭との連携を図る。
また、保護者会や家庭教育推進事業等を活用して、保護者が性教育や性暴力等について学べる機会を確保できるよう検討する。

---------- 啓発パンフレット例 ----------





＜こども家庭庁＞
こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～



＜文部科学省＞
「生命（いのち）の安全教育について」

7.取組内容

継続　令和7年9月までの取組を継続
新規　令和7年10月以降の取組
　　新規の取組のうち既に開始した取組

3．相談・支援体制の整備

3-①　児童等がすぐに相談できる窓口の周知徹底を図る。

継続

⇒ 児童等がすぐに専門機関に相談できる環境が必要である。
性暴力等を受けた児童等、教職員による性暴力等を疑われる行為を発見した児童等が相談できる窓口を周知する。
※東京都相談窓口、アシストしま（一人一台タブレットから相談可）、ふくろう相談室、子ども家庭支援センター、児童相談所、教育センター、スクールカウンセラー等

3-②　児童等に定期的なアンケートを実施する。

継続

⇒ 児童等の潜在的な悩みを引き出し、早期に気づくことが必要である。
性暴力等の行為やそれが疑われる行為について児童等が開示しやすいよう、周りの目がない環境でアンケートを書くことができるような工夫を行う。

3-③　早期発見（児童等自らの開示・周囲の気づき）のための環境を整備する。

継続

⇒ 相談窓口があっても、被害を受けた児童等は、被害を思い出したくない、知られたくない等の心理から、相談できないケースが多い。
何かあった時に児童等が一人で抱え込まない意識を持たせるための人権教育や、日頃の声かけ、また周囲の大人が当該児童等の変化に早期に気づき、適切に対応するための研修やパンフレットの周知等により早期発見に向けた環境整備を徹底する。

7.取組内容

継続 令和7年9月までの取組を継続

新規 令和7年10月以降の取組

新規の取組のうち既に開始した取組

3．相談・支援体制の整備

3-④ 児童等の心理的ケアを行う。

継続

⇒ 性暴力等の行為は、児童等の心に深い傷を負わせる行為である。
性暴力等が発生した場合には、学校配置のスクールカウンセラー等を活用し、児童等が早く安全安心な学校生活を送れるよう心理的支援を行う。

3-⑤ 教職員の心理的負担の軽減を図る。

継続

⇒ 教職員が抱える不安やストレスが性暴力等に向かわないよう、LINEを活用した相談窓口の活用や臨床心理士等と面談を行うアウトリーチ型相談事業により、教職員の心理的負担の軽減を図る。

【新規に実施する取組】（中長期：半年～1年以上かけて整備・開始）

3-⑥ 組織的な対応力の強化を図る。

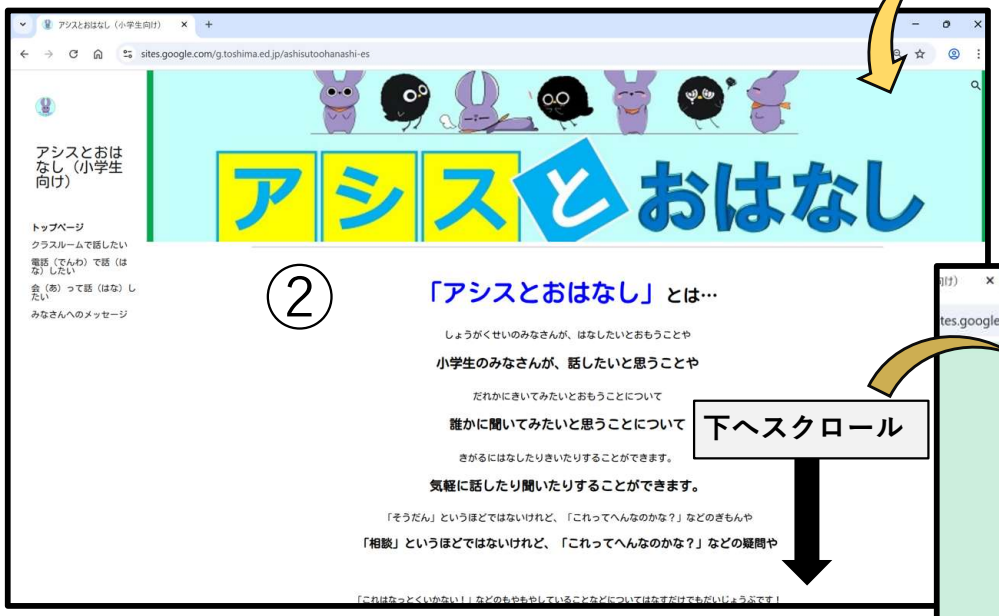
新規

⇒ 性暴力等をなくすためには、通常時に加え、長期的に徹底した対策が必要となることから、日頃から学校運営協議会やＰＴＡ等の学校関係者や警察、児童相談所等の関係機関と緊密な連携を図るとともに、事件発生時に迅速かつ的確に対応できるよう協力体制を構築する。

7.取組内容

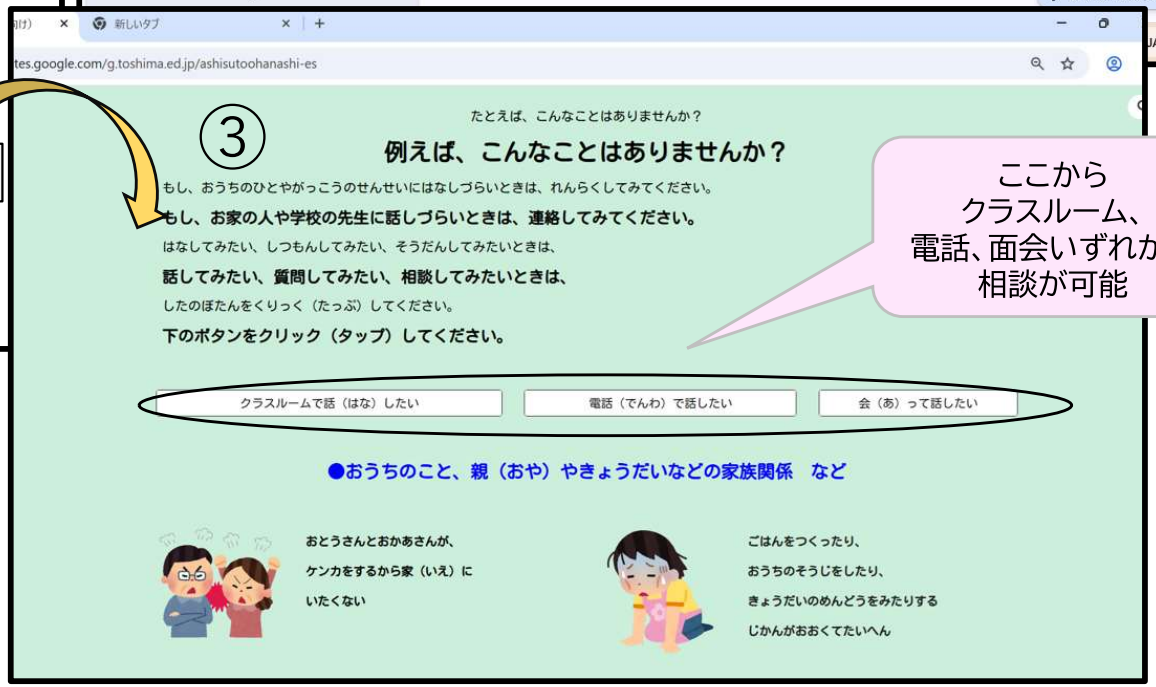
3．相談・支援体制の整備

児童生徒用タブレットの
ブックマーク⇒「アシスとおはなし」
（小学生の場合の画面）



下へスクロール





ここから
クラスルーム、
電話、面会いずれかで
相談が可能

児童等に対して、性暴力等に関する相談をタブレットパソコンから相談できることを定期的に周知する。

7.取組内容

3．相談・支援体制の整備

【性暴力等に関する相談窓口の例】

豊島区では、重層的支援を行っているため、下記のどの窓口に相談しても関係機関が連携して対応にあたる。

豊島区

子ども若者総合相談「アシスとしま」

学校のこと、普段の生活、おうちのことなどどんな悩みでも相談できます。
（児童・生徒用タブレットからも相談できます。）

A0017309901@city.toshima.tokyo.jp
03-4566-2476

受付　月曜日～金曜日　8:30～16:30

ふくろう相談室（としま子どもの権利相談室）

友達のこと、学校の、身体のことなど、子ども（18歳未満）の権利侵害に関する相談ができます。

kodomosoudan@city.toshima.lg.jp
03-5985-9580

受付　火曜日～金曜日　10:00～17:45
場所　雑司が谷3-1-7　千登世橋教育文化センター1F

豊島区子ども家庭支援センター なやミミフリーダイヤル（子ども用）

心配なことがあったらどんなことでも通話無料で相談できます。

0120-618-471（むりは　しないで）

受付　月曜日～金曜日　9:00～18:00
　　土曜日　9:00～17:00
場所　上池袋2-35-22（東部子ども家庭支援センター）

豊島区児童相談所

子どもたちを守る専門の相談機関です。

03-6758-7910
受付
月曜日～金曜日
9:00～17:00

189（いちはやく）
受付　24時間365日

豊島区教育センター

子どもの性格や行動、学校生活、子育て等に関する相談ができます。

03-3983-0094

受付　月曜日～土曜日　9:00～12:00　13:00～17:00

豊島区以外

児童・生徒を性暴力から守るための相談窓口

教職員による児童・生徒への性暴力等に関する通報・相談ができます。

受付　月曜日、火曜日、木曜日　15:00～18:00
　　土曜日　9:00～12:00

東京都教育委員会

ヤング・テレホン・コーナー

犯罪被害等の相談ができます。

03-3580-4970（24時間対応）
受付　月曜日～金曜日　8:30～17:15

専門の担当者（心理職、警察官）が対応します。
夜間、土日祝日・年末年始は、宿直の警察官が対応します。

警視庁

子供・保護者専用性被害相談ホットライン

性被害に遭った子供及びその保護者の方に対する支援を行います。

0120-333-891（都内から）無料
03-6811-0850（都外から）有料
（24時間365日受付）

名前を言わなくても相談できます。

東京都

LINE相談「性被害相談口」

性被害についてLINEで相談ができます。

受付　月曜日、水曜日、金曜日、土曜日
16:00～21:00（相談受付20:30まで）
（祝日・年末年始除く）

「相談ほっとLINE@東京」を友だち登録

東京都

7.取組内容

継続 令和7年9月までの取組を継続

新規 令和7年10月以降の取組

新規の取組のうち既に開始した取組

その他の対応

【新規に実施する取組】(短期:～令和8年3月までに整備・開始)

① **発生時の対応フローを再検討する。**

新規 ⇒ 性暴力等の行為または疑われる行為が発覚した場合の対応フローを、「専門家の協力を得た調査」、「児童等の個別の特性に応じた聞き取り」、「児童等の心理的ケア」、「関係 機関との連携」といった視点から見直し、より実効性の高いフローを作成する。

【新規に実施する取組】(中長期:半年～1年以上かけて整備・開始)

② **取組を形骸化させないよう、各取組状況の確認、外部有識者等を交えた検証、対策指針の見直しを行う。**

新規 ⇒ 教育委員会において定期的に学校等の取組状況を確認するとともに、教職員、児童等へのアンケート調査の結果や外部有識者の意見等を対策推進本部にフィードバックし、より実効性のある対策を講じていけるよう適宜対策指針の見直しを行う。また、本区に勤務する教職員の逮捕事件について、裁判記録等を基に事件の検証を行い、対策指針に反映させる。

7.取組内容

東京都教育委員会「教職員による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応（令和5年4月1日）」に基づくフロー図

迅速かつ適切な対応が取れるよう様々な角度から検証を行い、実効性を高める。

性暴力等被害発生時の初動対応フロー

ケースに応じて協力依頼

豊島区性暴力等対応チーム

教育	教育委員会、学校
医療	医師（当該校学校医等）
心理	スクールカウンセラー
福祉	スクールソーシャルワーカー
法律	スクールロイヤー、弁護士、警察関係、学識経験者　等
区長部局	危機管理監、子ども家庭部長、児童相談所長、児童相談課長、子ども家庭支援センター所長　等

教育委員会の対応

日常的な取組
- 相談窓口の周知啓発
- 教職員への服務研修

○保護者からの相談
○児童等からの相談・目撃

被害の発見

専門家の協力を得た調査	告発義務の確実な履行	児童相談所との調整	事実確認
○被害児童等の尊厳の保持 ○客観的な事実の確認	○専門家への協力要請相談 ○学校、警察との連携、弁護士への相談	○事案に応じて、学校、児童相談所と連携	○内容に応じ、聴き取り

相談時の留意点：都通知≪初動対応P6～≫

学校・園等の対応

日常的な取組
- 風通しの良い環境・コミュニケーション
- 教職員への服務研修

○第三者相談窓口からの報告
○教職員による発見

疑いが生じた時点で

教育委員会への第一報	○警察への通報相談 ○専門家への協力要請の相談
警察への通報・相談	○犯罪であるときは、直ちに通報 ○犯罪かどうか迷うときは、ためらわず相談
保護者への第一報	○被害届提出の確認 ○今後の対応説明

事実確認	児童等の保護・初期支援	事実確認結果の報告等
○性暴力等が疑われる教職員への聴き取り ○被害児童等への聴き取り ○客観証拠の確保	○被害児童等への初期支援対応 ○被害児童等と性暴力等を行った教職員との接触の遮断	○教育委員会への報告 ○犯罪の事実が明らかになったら警察へ通報 ○児童福祉審議会への報告（子どもスキップ事案のみ）

聴き取り時の留意点：都通知≪初動対応P14～≫

※子どもスキップは「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂）」を参考に対応

8.参考資料

性暴力等に関する関係法令

法令名　※略称	法律のポイント
教育職員性暴力等防止法 （令和3年法律第57号）	児童等の同意の有無に関わらず、児童等に対する性暴力等（性的行為、痴漢、盗撮等）を禁止。 原則、性暴力等行為をした場合は懲戒免職となる。
こども性暴力防止法 （令和6年法律第69号）	教育、保育等の業務に従事する人の安全措置（見守りや面談による性暴力の早期発見、相談体制の整備、採用時の特定性犯罪歴の確認等）を義務付ける。
児童買春、児童ポルノ法 （平成11年法律第52条）	18歳未満の児童と性的な行為をすれば「児童買春」、児童のわいせつ画像を製造・所持・提供した場合は「児童ポルノ」として処罰される。
性的姿態撮影等処罰法 （令和5年法律第67号）	人の性的な姿態を相手の同意なく撮影、保管、送信（不特定または多数の者）した場合は処罰される。16歳未満にあっては、同意があっても処罰される。
刑法（不同意わいせつ罪、不同意性交等罪） （明治40年法律第45条）	相手の同意なしにわいせつな行為や性的行為等をした場合は処罰される。13歳未満にあっては、同意があっても処罰される。13歳以上、16歳未満の場合は、行為者との年齢差が5歳以上あると同意の有無に関わらず処罰される。
児童福祉法 （昭和22年法律第164号）	児童に対して、事実上の影響力（教師という立場）を及ぼして性的行為をした場合は処罰される。
青少年保護育成条例 （各自治体で制定）	18歳未満の青少年に対するわいせつな行為や性的行為は、各自治体の青少年保護育成条例で禁止されており、処罰される。 東京都の場合：東京都青少年の健全な育成に関する条例
迷惑防止条例 （各自治体で制定）	公衆に著しく迷惑をかける行為（盗撮等）は、各自治体の迷惑防止条例で禁止されており、処罰される。 東京都の場合：公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）の概要 ※令和3年6月4日公布

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

骨　子

○児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
○「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止、基本理念（学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）、文部科学大臣による基本的な指針の作成、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（データベースの整備等）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
○施行日：データベース関係の規定以外は、令和4年4月1日。データベース関係の規定は、令和5年4月1日。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、18歳未満の者
教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員
特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：
①児童生徒等に性交等をすること又は性交等をさせること、
②児童生徒等にわいせつ行為をすること又はわいせつ行為をさせること、
③刑法第182条（面会要求、自撮り要求等）、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
④痴漢行為又は盗撮行為、⑤児童生徒等に対する悪質なセクハラ
※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**

法が定める各施策

基本的な指針

○各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
○法に定める内容の他、右の内容等を明記。

・児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
・データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
・採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

○**教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
・教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
・児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
○**特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
・国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
○**児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
・ 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

○**早期発見のための措置**（第17条）
・定期的な調査等の実施、相談体制の整備
○**児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
・相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
・ 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
・報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
○**学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
⇒上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

○**特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
・免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
・再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
○**都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
・都道府県教委に設置
・組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

○児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
○法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法　令和6年法律第69号）の概要

趣旨

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどする。

対象者

学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者
民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者

対象事業者の責務等

学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）
・教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努める
・児童対象性暴力等の被害児童等を適切に保護する

国（第3条第2項）
・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備等の施策を実施

対象事業者に求められる措置

安全確保措置

初犯対策

（1）こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置
・危険の早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等）
・児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等）

（2）被害が疑われる場合の措置
・調査（第7条第1項等）
・被害児童の保護・支援（第7条第2項等）

（3）教員等の研修（第8条等）

再犯対策

（4）対象となる性犯罪前科の有無の確認（第4条等）
・児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
・学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等）
・民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第3項）
・確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

特定性犯罪前科の確認対象
（ア）拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年
（イ）拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年
（ウ）罰金：刑の執行終了等から10年

防止措置の義務
・性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。（第6条等）
※特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。詳細は、ガイドラインで示す予定。

情報管理措置

○犯罪事実確認書等の適切な管理（第11条、第14条等）
○利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等）
○犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第13条等）
○犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
○情報の秘密保持義務（第39条）

指揮・監督

安全確保措置の指導・監督
・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督
・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督
（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等）

情報管理措置等の実施状況の指導・監督
・国（こども家庭庁）が直接監督
（定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）

施行期日：公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

保育園等や家庭での性暴力等に関する相談・通報窓口

■保育従事者や保育園・私立幼稚園関係者による子どもに対する性暴力等事案

<table>
<tr><th>対象施設</th><th>相談・通報窓口</th></tr>
<tr><td>区立保育園（公設民営含む）</td><td>子ども家庭部保育課公立保育グループ　☎03－3981－2028
月～金曜日（祝日・年末年除く）　9:00～17:00</td></tr>
<tr><td>私立認可保育所</td><td rowspan="6">子ども家庭部保育課巡回指導グループ　☎03－4566－2498
月～金曜日（祝日・年末年除く）　9:00～17:00</td></tr>
<tr><td>一時預かり事業</td></tr>
<tr><td>病児保育事業</td></tr>
<tr><td>地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業内保育事業）</td></tr>
<tr><td>認証保育所</td></tr>
<tr><td>認可外保育施設等</td></tr>
<tr><td>私立幼稚園</td><td rowspan="2">子ども家庭部保育支援担当課幼稚園グループ　☎03－4566－2481
月～金曜日（祝日・年末年除く）　9:00～17:00</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td></tr>
</table>

■保護者等による子どもに対する性暴力等事案

豊島区児童相談所 ☎03－6758－7910 月～金曜日　8:30～17:00 ☎189（フリーダイヤル いちはやく） 24時間・365日対応	豊島区子ども家庭支援センター 【子ども用】☎0120－618－471（フリーダイヤル むりはしないで） 月～金曜日　9:00～18:00　土曜日　9:00～17:00 【相談支援グループ】☎03－6858－2302 月～金曜日　8:30～17:15

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン

こども家庭庁

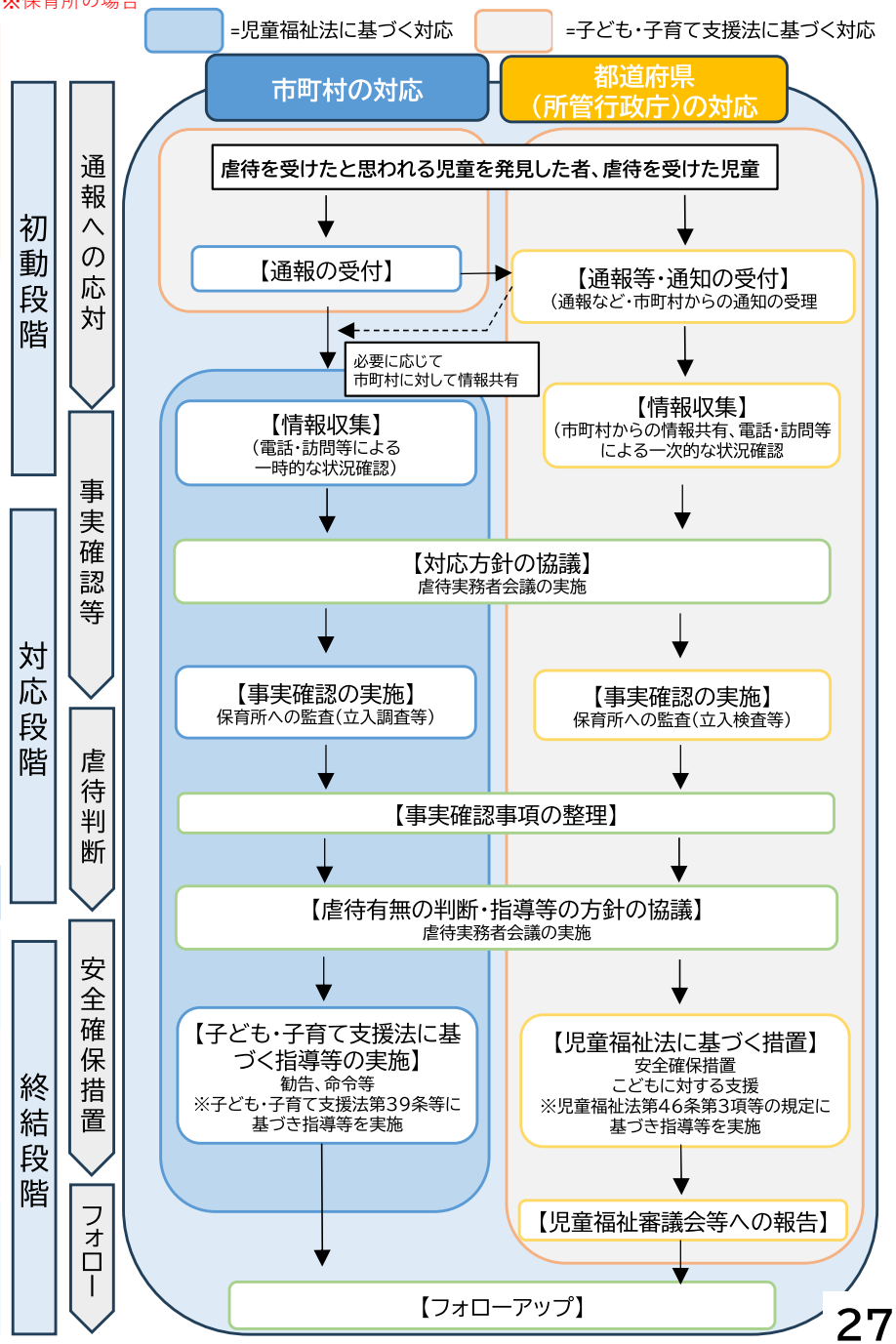
都道府県・市町村の連携

◆たとえば、保育所については、都道府県が所管行政庁として虐待が発生した場合の必要な措置を講じる必要があるが、一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している。
◆都道府県と市町村が連携して虐待への対応を行う観点から、ガイドライン上、以下のような連携体制の整備のポイントを記載。

	都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント
【事実確認の準備と実施】のフェーズ		
1	通報を受けた都道府県・市町村は、通報内容を整理した上で、双方の担当部署へと一報する。	あらかじめ通報があった場合の双方の担当部署への連絡ルートを確認する。
2	通報内容を踏まえ、所管行政庁である都道府県は事実確認に向けた準備を行う。その間、保育の実施主体である市町村が、通報のあった保育所への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。	あらかじめ通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
3	市町村は情報収集の結果を都道府県に伝え、都道府県は市町村と協議の上、事実確認の対応方針を決定する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。
4	都道府県が立入調査を行う場合には、市町村の担当部局も同行し、連携しながら事実確認等を実施する。	あらかじめ立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
【虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定】のフェーズ		
1	事実確認を踏まえ、都道府県と市町村との間でそれぞれが保有する情報を共有し、虐待に該当するかどうかの協議を行う。	あらかじめガイドラインを踏まえ、虐待の判断プロセス等について、認識のすり合わせを行う。
2	都道府県において最終的な虐待の判断を行い、指導等の方針と併せて市町村に通知する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。市町村においては、あらかじめ都道府県の指導等を踏まえた対応方針を定めておく。
3	指導等の後については、日頃のフォローアップは市町村が行いつつ、都道府県は改善勧告等に基づく改善状況の確認等を行う。	あらかじめ、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村と都道府県とで、フォローアップの内容について方針を決める。

※豊島区は豊島区児童福祉審議会へ報告

※保育所の場合



豊島区教育委員会児童等に対する性暴力等根絶のための対策推進本部

令和7年12月現在

No.	職　務	氏　名	職　名　等
1	本部長	清野　　正	豊島区教育委員会教育長
2	副本部長	松宮　徹郎	豊島区教育委員会委員、弁護士、東京都児童相談所非常勤弁護士
3	本部員	仁科　光一	豊島区立小学校長会会長
4	本部員	牧野　　崇	豊島区立中学校長会会長
5	本部員	岩本　卯月	豊島区立幼稚園長会会長
6	本部員	磯　　浩史	豊島区立小学校PTA連合会会長
7	本部員	上野　大典	豊島区立中学校PTA連合会会長
8	本部員	岡谷　晃治	豊島区危機管理監
9	本部員	活田　啓文	豊島区子ども家庭部長
10	本部員	岡田　英男	豊島区教育員会事務局教育部長
11	本部員	印部　眞子	豊島区教育委員会事務局教育部教育センター教育相談スーパーバイザー （臨床心理士）

豊島区教育委員会
児童等に対する性暴力等対策指針

編集・発行

令和7年12月
豊島区教育委員会事務局　教育部　庶務課
〒171－8422　豊島区南池袋2－45－1
☎03－3981－1141（直通）